

平成 28 年度

第 15 回民生生活常任委員会会議録
第 5 回民生生活分科会会議録

平成 29 年 3 月 3 日

宍 粟 市 議 会

平成28年度第15回民生生活常任委員会会議録

日 時 平成29年3月3日（金曜日）

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 3月3日 午前 9時00分

次 第

1. 審査・報告事項

（総合病院）

継続調査

- ・ 経営状況、利用状況について
- ・ 市民ニーズの対応について

（市民生活部）

審査事項

- ・ 第28号議案 宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について
- ・ 第29号議案 宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- ・ 第30号議案 宍粟市税条例等の一部改正について

継続調査

- ・ 国保事業について
- ・ 環境施策について

その他報告

（健康福祉部）

審査事項

- ・ 第21号議案 宍粟市健康づくり推進協議会条例の制定について
- ・ 第32号議案 宍粟市在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の廃止について

継続調査

- ・ 福祉計画の進捗状況について
- ・ 地域包括ケアの構築について

・外出支援サービスについて

その他報告

第73回穴粟市議会定例会付託案件討論及び採決

2. その他

・閉会中の継続調査事項

・次回委員会の開催について

出席委員

委員長	鈴木浩之	副委員長	榎橋美恵子
委員	林克治	委員	大畑利明
”	東豊俊	”	秋田裕三

出席説明員

(総合病院)

総合病院事務部長	花本孝	総合病院事務部次長兼総務課長	宮崎一也
総合病院総務課副課長兼施設管理係長	船曳浩尉	総合病院事務部次長兼医事課長	後藤一三

(市民生活部)

市民生活部長	小田保志	市民生活部次長	長尾一司
市民生活部次長	澤田志保	市民課長	牛谷宗明
市民課副課長	梶原昭一	税務課長	水口浩也
税務課副課長	西田征博	債権回収課長	小谷慎一
環境課長	宮田隆広		

(健康福祉部)

健康福祉部部長	大島照雄	健康福祉部次長	志水史郎
健康福祉部次長兼波賀診療所事務長	津村裕二	社会福祉課長	木原伸司
社会福祉課生活福祉係長	小坂安弘	介護支援課長	谷林眞寿

美

障害福祉課長	福山敏彦	健康増進課長	中野典子
--------	------	--------	------

事務局

主 幹 清水圭子

(午前 9時29分 開会)

鈴木委員長 では、引き続いて、民生生活常任委員会のほうに入りたいと思います。よろしいでしょうか。

条例改正等、特にないので、閉会中の継続調査の部分になります。

では、資料は事前にお配りいただいた病院のところの月次報告のところになってきます。何か、もう直接委員のほうからあれば伺います。

【継続調査及び報告事項を実施】

鈴木委員長 じゃあ、ないようでしたら、これで終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。ちょっと10分時間が過ぎてしまいましたが、これで第15回民生生活常任委員会の総合病院の調査を終えたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

では、暫時休憩して、10時20分に再開します。お願いします。

午前10時08分休憩

—————(総合病院退室、市民生活部入室)

午前10時30分再開

鈴木委員長 ということで、一旦閉じて、民生生活常任委員会として再開します。

まず、議案のほうからいきます。

市民生活部の関連は、28、29、30でよろしいですか。

では、資料に沿っていきます。

まず、28号議案、福祉医療費助成条例の一部改正、これはずっと前から報告をいただいている県の行革の方針に伴う老人医療費助成事業が高齢期移行助成事業への移行をするということです。この件に関して委員のほうから伺います。

大畑委員。

大畑委員 議案質疑にも出ていましたけども、改悪によってどの程度の影響が出るのかみたいな話があったので、きょう、何か資料、制度改正に伴う影響ということで資料をいただきとるんですが、ちょっと説明をいただきたいと思うんですが。

鈴木委員長 では、説明を求めます。

梶原副課長。

梶原市民課副課長 追加資料の1ページを見てごらんいただきたいと思います。

福祉医療助成対象者の推移予測としておりますけども、改正前、改正後で見えてい

ただきたいと思います。

上の２段が該当となる部分でして、３段目が非該当、４段目が合計と見ていただきたいと思います。

改正前の老人医療のときですと、低所得 については高齢期移行助成事業になりましても変更はないんですけども、低所得 の部分については、改正後、区分 となりまして、この部分の経過措置になっている方となっていない方について分けて見ていただきたいと思います。対象者としておりますのが、平成29年6月30日現在で65歳になっていらっしゃる方です。この方については、経過措置の対象ということで、改正後も年齢到達による減少はあるんですけども、改正による影響は受けておりません。

非対象者としております、今現在65歳になられていない方については、平成29年度になりますと、改正していなければ22名該当されるところが改正後は2名ということになります。こういう流れで年度を経過していきますと、最終的には100名程度該当になられる方が10名ぐらいになるのではないかと予想しております。こういうふうに予想しておりまして、非該当者のほうもそれに伴いまして最終的には約90名ぐらい減ってくるのではないかとというふうに予想しております。

御質問のありました、本来該当するのであればどれくらい減るのかということなんですけども、大体年間で約20名ぐらい該当しなくなるのではないかとという予想をしております。

以上です。

鈴木委員長 では、改正前であれば、平成29年度、新年度で3,305人が非該当になるんですけど、改正後には同じ年度で3,325ということで、この差20が漏れるというか、非該当の増というふうに捉えるということですね。何かあれば、ほかに説明を求めますか、いいですか。

大畑委員。

大畑委員 これはもうかつ条件というのは、要するに要介護2以上という要件が入っていったことによって、それだけ対象者が減っていくというふうに見ているわけですね。それで、その要介護の推移というのは、現状で捉えているわけですね。別にそこがどういう伸び率か、伸びないとかいう操作じゃなくて、現状を捉えてという話やね。

鈴木委員長 梶原副課長。

梶原市民課副課長 今現在で65歳から69歳までの要介護2の方というのが7名いら

っしゃいます。今後の推移については年齢によってわかりませんので、多くても10名までかなという予測で年間2名程度ふえていくという予測をしております。実際にはもっと少ないかもしれません。

以上です。

鈴木委員長 外出支援のほうでも要介護2以上、同じだったかな。違う、3以上か。要支援1、2、要介護1、2が基本外出には、基本は困難ではないというくりなんですけど、ただ、その後、利用申し立てで歩行であるとか、そういったところでやはり問題があるということで、大分拾ってきているんですけど、実際に、この前の本会議の答弁で、健康寿命としてカウントするのが要介護2まではいわゆる健康な状態で、それ以降はちょっと自立という意味では健康、不健康ではないな、いわゆる健康寿命としてはカウントしていかないところというふうに思っているんですけど、これは担当というか、行政、執行部として、その基準とかというのは実態に合っているんですか、要介護の認定云々ということと実際の方の生活実態というのは合っているんでしょうか。合っているんだったら、多分あれほど外出支援のほうで拾っていく必要がないような気もするんですけど、このあたり、どう捉えていらっしゃるでしょうか。ちょっと細かくどういう認定の場合、どういう身体要件とかというのはちょっと僕も勉強不足のところがあるんですけど、実際には本当に介護のくりで切って大丈夫なものなのかというのは、担当者としてはどうでしょうか。

澤田次長。

澤田市民生活部次長 介護認定というところの分野になりますので、健康福祉のほうでより詳細なことはまた確認もいただけたらと思うんですけども、今国のほうで要介護の認定の基準時間というのが要支援2と要介護1というのが同じ時間というところで、基準の時間なんですけどもくくられております。本来、予防給付という要支援の方が受けていただくようなサービス、その利用が適当ではないであろうという状態の方を要介護1として介護給付にするんやというようなところもしてあるわけなんですけども、そここのところで、一応要支援2と要介護1を一つの時間でいくとくりにしていて、要介護2からはさらにもう少し支援の必要な度合いがふえるかなというふうなところでしてありますので、おっしゃられますように、要支援と要介護、2のところでは本当に実態に合っているのかというところは確かに出てくるころはあるのかなというふうには思うんですけども、今のところ、要介護2の認定者については、身体介護も含めてですけども、何らかの支援によって在宅生活が営める方なんやというところについては、市としてもそのように一定考えている

ということも介護支援課のほうにも確認をしておりますので、こちらとしては要介護2以上でというところで、一定ラインのほうを設定させていただいたところですので、

以上です。

鈴木委員長 ほかにありますか。

大畑委員 ちょっといいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと改正の趣旨がもう一つよくわかっていないから、変な質問をするかもわからないんですけど、要は、今度の見直しの背景というのは、健康寿命が延びているということとか、就労している年齢も高くなってきたということで、そういう年齢層まで福祉医療として手を差し伸べる必要がないじゃないかというような社会のそういう声によって改正してきているんだらうというふうに思うんですけど、実際、そういう社会情勢が変化してきたといえども、しかし、仕事につけなくて低所得の状態にある。その状態というのは改善されるんだらうかなと、それはもっと深刻になっていくんじゃないかなというふうに僕は思うんです。そこを、対象者というのは今後ふえてくるんじゃないかなみたいな気がして、イメージとしてですよ、思っていて、それで、そこに健康状態みたいな物差しが入ってきて、健康やからあなたは対象外ですよみたいな、そういうふうな気がして、どうも切り捨てられているようなイメージがするんですけど、実態的に、本来もうそこは自立してもらわなあかんというふうに見たほうがいいのかどうか、その辺ちょっとわからないので少し教えてもらいたいんです、その考え方。県がそういうふうにしたからでしょうけど、市もやっぱりそれと同じ考え方でいいんだということなのか、いやいや、宍粟市の場合は実態が少し違うので、提案はこれやから県と同じ考え方やと思うんやけど、同じ考え方やったら、なぜそういう同じ考え方に立つのかみたいなところをちょっと教えていただきたいんです。意味、わかりますか。

鈴木委員長 本会議でも市単独で何か制度化すべきではないかというようなことも岡前議員がおっしゃっていたので、そのことも含めて、確かに高齢化率とかで言うと、県全体で今26ちょっとで、宍粟市も30を超えていますので、ちょっと実態が違うということも含めてどう捉えているかということかと思しますので、そのあたりの見解を伺います。

澤田次長。

澤田市民生活部次長 言われますように、一くくり、就労ができないというところで、より対象者がこういうふうなくくりにするとうえてくるのではないかというよ

うなところもあるわけなんですけれども、一定所得についてはこれまでの老人医療とその要件を書いていないというところで、日常の生活に身体的な、お体のところで支援が必要であろうという、そういう方を対象に制度を新たにつくらせていただくというところで思っておりますので、確かに人数的に減ってくるというところは事実としてあるわけなんですけれども、一定支援が必要な方にはその制度として行き届くとまではいかないのかもしれないですけれども、使っていただける制度にはなっているのかなというふうには解釈をしているところです。回答になっておりますでしょうか、済みません。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 今度は、かつ、要介護2ですから、今おっしゃった体のところで支援が要するという人は従来から含まれていた人たちだと思うんです。そういう要介護の状態云々関係なく所得で見えていたんだと思うんですけど、今度は所得要件だけじゃなくて、要するに、日常生活動作が自立しているかしていないかというところの判断基準が入ってしまったので、対象者はぐっと減ってきたんだと思うんです。でも、僕が思うのは、体の状態が自立しているか、していないかじゃなくて、やっぱり仕事につけていないということに対しては何ら変わりはない。そこが改善されていっているんなら、対象者が減っていくということは好ましいことかも知れないんですけど、元気であっても仕事がなかったりして、低所得の状態は変わらないのに対象から外れていく人が出てくるのかなという、そういう捉え方をしているので、そのところを聞きたかったんです。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 今回の制度そのものが65から69歳の方をもう老人という、その中で整理をするのがもう今の社会状況ではないだろうというような中で、就業者がふえているというところも実際あります。そういったことから、制度のほうの提案をさせていただいているもので、実際に就労したくてもできないといわれる方がるのであれば、ちょっと年代的なところもありますので、健康福祉がしていますような生活困窮自立支援のあちらの就労のほうにつなげるケースというのは少ないかもしれませんが、そういう相談の部分では受けられる部分もあるのではないかなというふうには思っております。ただ、あちらは確か60歳までというような一定要件を設けておったと思うんですけども、そういう今産業部等でもああいう就労の関係の部分については相談窓口も持ったりしておりますので、就労したいというところで、ただ体的にちょっとそれが難しいといわれる方についてはち

らで制度を使っていただいて、就労に耐えられるといったら言い方があれですけども、そういう方については何かそういうところの就労相談のほうにつながせていただくようなことができないかなというふうには考えておるところです。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 別のその対策で就労につながっていくということの支援があればまたそれはいいと僕は思うんです。それで、実際に就労がふえている状況があれば、制度からもう脱却できるわけですよ。福祉医療を受けなくてももう一定の所得があるからということなのですが、そういう同じこれまでと生活状態が変わらなくても今度は体の自立しているかしていないかで対象になる人とならない人が出るから、やっぱり今言われた就労の支援というか、フォローが絶対要るんじゃないかなというふうに思います。だから、そこを医療費助成で救わないのであれば、別物が要するという感じはしますね。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 そのとおりだと思っております。庁内のほうでも協議、そういうようなこともさせていただいたり、こちらからもそういうお願いもしていきたいなというふうには思います。

以上です。

鈴木委員長 ほかにありますか。よろしいですか、28号。

これちょっとお伺いしたいんですけど、資料の1ページのところで見ると、区分
というのは、現行の低所得 というのは、世帯全員に所得に要件がかかっていて、
区分 とかというところでは本人というふうになっているんですけど、これはひとり世帯、高齢者のひとり暮らしとかというのはどう考えればいいんですか。世帯としてその人だけということはありませんよね。そういう場合は、今まで区分 で、
低所得 で拾っていたものでも、区分 でちょっと負担限度額、負担限度額は低い
からいいか、そっちで拾えるという話ですか。高齢者のひとり暮らし、世帯が一人
という状況で、介護云々関係なく年金収入を加えたものが80万円以下だったら、今
までは低所得 だった人が区分 のほうでも拾えるという話ですよ。ごめんなさい、
理解力がなくて、澤田次長。

澤田市民生活部次長 そういう方につきましては、これまでも低所得 というところ
で拾わせていただいておったと思いますので、所得要件で世帯非課税でその方の
収入、年金80万円以下でかつ所得なしという方であれば、今までどおり、今までも

低所得 で拾っておった方、今回も区分 で対象とさせていただきます。

鈴木委員長 これはもう一個、問題になってくるのは、世帯分離して一人というふうにするような場合、そっちのほうに利点があるのかないのかという、大学に進学するときの生保の関係でも、世帯分離したときには、世帯のほうの収入が、収入というか、保護料みたいなのが減るから、一定云々というのがあるんですけど、これは世帯分離して、高齢者にひとり暮らしということに、ひとり暮らしというか、ひとり世帯ということになっても、同居しても世帯を分離することはできますよね、制度上というか、そうしたらまたそっちで拾う、そういう選択肢もあり得るんですか。

梶原副課長。

梶原市民課副課長 おっしゃるとおり、該当するために世帯分離される方も想定はしております。実際該当になると思います。

以上です。

鈴木委員長 それはこの老人医療、市の助成という面ではそうなんですけど、ほかの社会保障というか、制度でそれを選択するほうに利がないというようなことはあるんですか。そっちのほうに、世帯分離したほうが断然、この件に関していえばそうかもしれないけど、ほかのことを含めて考えたときに、世帯に形成したほうがいいのか、それとも、分離して一人になったほうがいいのかということではてんびんにかけてられるような状況なんですか。僕ちょっとほかの制度がわかっていないんですけども。

(「それはちょっと担当としては答えにくいのかな」の声あり)

鈴木委員長 脱法というか、じゃあ、いいです。じゃあ、そういうふうには抜け道とかどうかかわからないですけど、いろいろ個々のケースがあって、ただ先ほど言った大きく変わるのは区分 のところで、今までの本人の所得の要件だったものにかつ、またはではなくてかつなんで、両方満たさないといけないと思うんですけども、要介護2以上という要件が加わったことによって対象者が若干減るということですね。はい、わかりました。じゃあ、28号よろしいですか。

では、続いて29号議案です。資料で3ページ、4ページになります。母子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正、これは前々から御報告いただいたことで、どちらかという緩和というか、間口が広がったというふうに理解はしていますが、この件に関して特に説明はいいですか、説明は求めますか。

では、委員のほうから何かあれば伺います。

秋田委員。

秋田委員 資料のページ3の資料の上段のあたりになるんですけども、この児童福祉支給の所得基準のところなんですけど、この下のところを含めて、対象人数というのは宍粟市全域でどのくらいあるんでしょうか、ざっくりでいいんです、50人とか100人とか。

(「4ページ、違うの」の声あり)

秋田委員 ここの29番。

(「4ページに少し人数は載せさせていただいているんです」の声あり)

(「4ページ、次にめくって」の声あり)

秋田委員 3ページと今ちょっと言いよったけど、4ページか。

(「4ページは人数」の声あり)

秋田委員 じゃあ、僕の後でいいです。じゃあ、取り消し。

鈴木委員長 4ページ見てもらえば、今までの制度だと非該当が782人だったものが656人まで落ちるということじゃないかな。920は合っているけど、非該当の782人がもう全部該当すること、よくわからない、そういうことですか、そういうことです。合計人数は920で合っているということは、非該当がその中で782人いたのがいるんなことも含めて全部含まれるということですね。

大畑委員。

大畑委員 済みません。この他給付というのはどういう、何を指しているのかちょっと教えてください。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 子どもについては、こども医療、乳児医療というところで中学3年生までの子どもさんを拾っておりますので、そのように御理解をお願いします。

鈴木委員長 母子家庭等なんですけど、宍粟市、父子家庭というケースもあるのでしょうか。母子と父子、何対何くらいなんですか、今。別に細かな数字でなくざっくりでいいんですけど。

梶原副課長。

梶原市民課副課長 父子家庭については正確には覚えていないんですけど数件かと思えます。

以上です。

鈴木委員長 じゃあ、ほぼ母子家庭な感じですかね。わかりました。

何か29号議案に関して質疑があれば伺います。いいですか。

東委員。

東委員 1点だけ教えてください、ちょっとわからないので。

さっきの4ページの下表は、これは所得制限ところが126人がそのまま上へ上がっただけなのでわかるんですけども、上の表は、母子家庭等医療費助成事業のところで実施状況見込みのところで、その表の中の一番下の1人当たり医療費で平成24年から29年まで見込みまでずっと一覧表が出ていますけども、その中の表の中で、平成26年が、平成24年、25年と比較して平成26年、これは逆になるの、こういうふうになるの。医療費がこれだけです。それから、1人あたりはこうですよ。これはこういうふうになるんかいね、ちょっと私わからなかったのだからちょっと教えてください。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 この平成26年度で医療費のほうは約半分になっております。これについても、こちらも数年前の県の見直しのところで、児童扶養手当、失礼しました、所得要件をこれまで児童扶養手当の一部支給要件だったものを全部支給要件に変えたというようなところで、対象のほうは少なくなったというところでこういうふうに減少をしておるところです。今回、平成29年度につきましては、子どもの所得判定の要件をまた元に戻すようになるんですけども、手当の一部支給要件に戻すことで、子どもの受給者数がふえてくる。そのことから、1人当たり医療費で見込ませていただいて、今回250万円くらいふえていくのかなというところで見込んでおるところです。

以上です。

鈴木委員長 ごめんなさい、確認ですけど、平成25年から26年になるときに制度変更があって、1人当たりの医療費の総額が半分くらいになっていたと。ただ、1人当たりの医療費は変わらないのか、多くなっているのか、同じ、倍、逆に倍になるのか。2万5,000円から5万円になるんやね。今度、平成28年度から29年度にまた戻すというような形だけれども、受給者は、これはもう完全に子どもが減っているという話で捉えていいのかというふうに思うんですけど、それで、影響額として380万円が640万円。300万円いかんやろうか、くらいふえるということですね。よくわからない、ごめんなさい、澤田次長。

澤田市民生活部次長 子どもが減ってということではなく、平成26年度の制度改正で親御さん、お父さんもお母さんも所得の要件、これまで一部支給の基準だったものを子どもも含めて全部を全部支給の所得要件に変えたことによって、お父さん、

お母さん方でも対象にならない方というのできてきているというところで、また、それが年度の7月からというところで、医療費、制度のほうで混在をした年度になっておりますので、こういうような数字になっておるところです。

以上です。

鈴木委員長　じゃあ、平成28年から29年は子どもが対象になったからということですね。これは歓迎すべき方向性と捉えていいかなとは思いますが。

ほかに29号議案いいですか。

(「ありません」の声あり)

鈴木委員長　では、29号は終わります。

次が30号議案、税条例の一部改正、これは特に説明資料がないこと、前説明があったとおり、基本は消費税の増税延期。

(「追加資料のほう」の声あり)

鈴木委員長　ああ、追加資料か、ごめんなさい。追加の、ごめんなさい、2ページ、3ページが、ごめんなさい、30号議案でした、申しわけないです。消費税、あと、所得税、住宅取得の適用期限の延長、同じく住宅贈与税の非課税措置の延長、あと、偏在是正措置の実施時期の変更、あと、グリーン化特例の1年延期、その期限の問題というか、時期の問題が多いですかね。

何かじゃあもうこれは委員のほうからあれば伺います。閣議決定8月、これはもう決定したということですね。この、
、
、
、
に伴って市のほうの税条例を変えてくるということかと思えます。よろしいですか。もうこれは市町村にというか、基礎自治体に参酌とか何かのあれはないんですよね。もうそれに合わせて、国の方向性に合わせて動かすしかないというふうに考えてよろしいですか。

じゃあ、ごめんなさい、水口課長。

水口税務課長　今回の分につきましては、消費税の2年半の延期というのを受けて、その改正によって本来自動車税、取得税とそれ等を変更しようとしておったのが、その関係で2年半同じように延期されるというものです。おっしゃるような、今回、市で裁量権を入れるような部分というのは特になくあります。ただ、

としております法人住民税、下のところに
の補足というのがあるんですけども、標準税率というのを宍粟市は採用しておるんですが、自治体によっては制限税率ということで不均一課税、法人の大きなところには少し多く負担いただいて、目的をもって納税いただくという制度もありますので、そういった部分では少し制限税率を条例上取り入れているところはあります。宍粟市においては標準税率とい

うことで改正のほうをさせていただく予定としておりました。

以上です。

鈴木委員長 これも相当前に説明のあった法人税率はこれで見ただけ下がるけれども、その分5.9%分は国税として徴収されていくということで、法人の負担は変わらないという認識でよかったですね。

水口課長。

水口税務課長 おっしゃるとおり、直接市のほうに入ってくる分の率、県と市と一緒になので5.9ですけども、市では3.7%下げるわけなんですけど、法人のほうとしましてはその影響はありません。同じ額を国に直接納付いただいて、地方交付税の税源にして、大きなまちと小さなまちとの地方交付税、地元で税収として入ってくる分の偏在を是正するという目的ですので、企業にとりましては特に影響のない、同じ額を納税いただくという内容の形であります。

以上です。

鈴木委員長 了解しました。

よろしいですか。法人が立地する数というか、あれに大分偏在があるので、国のほうで一旦吸い上げて、しっかりと地方交付税という形でその偏在を是正しようというところかと思しますので。30号議案いいですか。

では、これで付託案件は終わったかな。市民生活部の付託案件はこれでいいですか、28、29、30。

では、付託案件以外の通常というか、継続調査の部分に入りたいと思います。

【継続調査及び報告事項を実施】

鈴木委員長 何かそちらからの報告事項等が特になければ閉じますが、よろしいですか。

では、これにて第15回民生生活常任委員会を閉じます。長時間ありがとうございました。

では、会議を暫時休憩して、予定どおり1時10分だったかな、1時10分再開でいきます。よろしくをお願いします。

午後 0時05分休憩

————— (市民生活部退室、健康福祉部入室)

午後 1時09分再開

鈴木委員長 引き続き、民生生活常任委員会として再開いたします。

まず、議案の審査からいきます。

付託されているのは21号議案と32号だと思います。

では、21号議案のほうからいきます。

ちょっと暫時休憩。

午後 1時11分休憩

午後 1時12分再開

鈴木委員長 休憩を解きます。

では、21号議案からいきます。

健康づくり推進協議会条例の制定についてです。これは前回も説明を受けていますので、委員のほうから伺います。何かあれば。ありますか、21号。食育と健康づくりか何かの。いいですか、21号議案。

大畑委員 ちょっといいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 自治法上の附属機関に位置づけすることで、より一般市民からの答申を得られてたりして、内容的には深まるということになっているんですが、こういう報酬か、費用弁償か、費用弁償とかも発生するんですが、これは、平成29年度は確かまだここにあるようにスケジュールからいうと事務レベルとか、そういうレベルのところだから、実際に発生するのは平成30年度からというふうに解釈しとってよろしいんでしょうか。

鈴木委員長 中野課長。

中野健康増進課長 平成29年度につきましては、アンケート等の実施から入るわけですけれども、アンケートの内容のほうについての協議を協議会のほうに諮りたいと思っていますので、平成29年度の予算から発生する予定です。

大畑委員 わかりました。

鈴木委員長 ほかに21号の審査、質疑等、ありましたら伺います。よろしいですか。設置根拠等よろしいですね。

では、21号議案の審査を終えます。

引き続き、32号議案、在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の廃止についてを議題にします。

これに関して何かあれば。どういう議案かはこの前の説明等があったと思うので

わかるかと思いますが。

福山課長。

福山障害福祉課長 審議いただく前に御説明申し上げます。

資料としましては、5ページ、6ページをつけておりますけれども、この条例の廃止に至る経緯、さつき作業訓練所の設立の経緯ということでつけております。現在は手をつなぐ育成会さんがさつき作業訓練所を今は就労継続支援B型事業所として運営をされております。その経緯につきまして5ページに付けております。昨年の7月に手をつなぐ育成会の正副会長より施設運営ができないという旨の申し出がありました。手をつなぐ育成会としまして、現在、施設を利用されている方の不利益とならないように、隣接する社会福祉法人宍粟福祉会のさつき園さんに利用者の受け入れを依頼されて、さつき園も理事会で了承されているという状況でございます。ただ、利用者をいきなりさつき園の施設で受け入れるということについては、障がいの特性等、利用者さんの混乱を招くということも予測されますので、今現状のさつき作業訓練所の施設を利用しながら、さつき園として事業を実施してもらいたいという思いがあって、さつき園もその方向で準備を進められているところです。7月以降、期間はあるんですけども、その間利用者、保護者等への説明、また、手をつなぐ育成会さんの法人としての解散の手續等、県との協議等の調整がまだ今現在も進んでるという状況でございます。そもそも現在の施設につきましては、平成19年に行政財産の用途廃止の手續を踏みまして、手をつなぐ育成会と市で普通財産として市有財産使用貸借契約を締結しております。これが新体系移行に向けた地域活動支援センターとしての施設運営ということでそのようにしております。本来でありますと、その時点で、普通財産になった時点で、手をつなぐ育成会の施設運営の条例の廃止も行うべきところなんですけども、手をつなぐ育成会の法人化された以降の施設運営の状況も見てみる必要もあるということで、条例廃止についてはその運営状況等を見て検討するということが現在まで至っております。今回、手をつなぐ育成会が事業運営が困難となったということで、事業継承するさつき園の民営化をされたときの手續と同じく条例廃止を行うもので、新たにさつき園と市有財産使用貸借契約を締結する予定としております。

今後なんですけども、手をつなぐ育成会の財産として、育成会の財産として今の訓練所のうちの事務所部分が育成会で建設された部分でございます。この財産処分についてただいま県との協議調整をされているというところでありまして。今後、手をつなぐ育成会が事業は3月31日で廃止されることとなるんですけども、NPO法

人としての清算時期というのが6月から7月以降にずれ込むという見込みでありまして、その清算時期に合わせて市の建物部分についても無償譲渡等の手続について検討、協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

鈴木委員長 説明は終わりました。何かこの件に関して、32号に関して。

大畑委員。

大畑委員 財産処分に関してなんですけど、建物のほうはわかりましたが、土地はどういうふうになるんですか。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 土地もそのままさつき園のほうに市有財産の使用貸借契約ということで、今現状、手をつなぐ育成会と契約を結んでいるものを解除して、新たに同じ内容で契約をしようと考えております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと図面が出ていないのでわかりませんが、地元自治会と土地が、同じ地元の農村公園みたいな形で一体的にそれぞれ従前持っていた土地を寄せ集めて一つの運動広場みたいなものをつくって、お互いに利用しましょうみたいなことがあったので、さつき園へ無償譲渡していくということに対しては、地元協議なりがちゃんと要るんじゃないかなというふうに思いますけども、その分割するほうがあの土地の利用の仕方としていいのか、それとも、現状で共同利用するということでさつき園に引き継ぐほうがいいのかというのは、僕は検討する必要があるんじゃないかなというふうに考えるんですけど、その辺いかがでしょうか。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 建物につきましては、将来的には無償譲渡の方向で検討していきたいというふうに思うんですけども、土地につきましては、今現在のさつき園の敷地についても無償貸し付けという形で行っております。ですから、今手をつなぐ育成会についても無償貸し付けの形で契約をしておりますので、契約相手方が変わるという形なので、先日2月末でしたけども、自治会長さんにもこのことを説明して、契約相手方が変わるんだということで、了承は得ております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。

それと、ちょっと変わりますが、利用者の関係に変わるんですが、現在、7名の方がいらっしゃるわけですが、この方が全てさつき園に移行されて、現在の作業所

を利用してこれからも通園をされるのか、それとも、7名がまた何人かは別の事業所に移行されたりするのか、その辺をちょっとお伺いしたいのが1点と、もう一つは、給食サービスをどういうふうにご考えておられるのか。実際、下ではそういう調理場がないですから、多分さつき園からになると思うんですけども、あそこに搬送するなんていうのはちょっと大変でしょうから、その利用者たちがさつき園のほうに行かれるということだろうとは思いますが、その辺どのように今のところ考えておられるかちょっと教えてください。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 今現在利用されている利用者さんの今後、そっくりそのままさつき園に行くのかどうかといったことについては、全員がさつき園さんにそっくり利用されるというわけじゃないように聞いております。利用者さんと計画相談支援事業所、それと、施設と三者で話し合いの中で、さつき園に受け入れてもらうのか、また、違う事業所に行くのかといったことで、ほとんどはさつき園さんを使われるとは思いますが、全員が全員さつき園さんを利用、今後、平成29年4月以降に利用されるわけではございません。

それと、先ほどの給食の問題につきましては、まださつき園さん、また、今のさつき作業訓練所のほうでどのようにしていくのかといったことについては、市としては聞き及んでいないんですけども、そういった点についても十分今後協議していきたいと思っております。

大畑委員 いいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。まだこれから協議されることがあるようですが、B型として続けていかれるということで解釈しとったらいいと思うんですけど、さつき園自体はB型ではないですよ。あそこは生活介護、ああ、B型かいな。

(「生活介護」の声あり)

大畑委員 生活介護の部分もありますよね。そうか、じゃあ、そこはB型としてはもう統合してしまうという解釈ですね。ということは、運営上問題は、さつき園の運営がしんどくなるということはないわけですね。

(「さつき園のB型の利用者がふえるという」の声あり)

大畑委員 ふえるという解釈でいいわけですね。わかりました。

それと、済みません、続けて。やはり私もちょっとあそこで仕事した経験があるんですけど、なかなか当初から親の会とさつき園が別々だったということが、経緯

があるので、利用者のほうもすんなりなじめない部分があるかもわからないですけど、その辺のフォローはしっかりやっていくということによろしいんやね。

大島健康福祉部長 そのために。

鈴木委員長 大島部長、マイクでお願いします。

大島健康福祉部長 そのためにしばらく期間をおいて、今さつき作業所でされておる作業、これも継続しながら、いきなり作業内容が変わっても大変ですので、それを続けながら、交流事業なども交えながら、だんだんさつき園のほうになれてもらって、最終的に一緒にしてしまうということになっています。

鈴木委員長 ほかに32号ございますか。

(「結構ですよ」の声あり)

鈴木委員長 議案の質疑の関係はこれで大丈夫ですか。

(「ないです」の声あり)

鈴木委員長 本会議で出ていたやつも大丈夫、網羅しましたか、大丈夫ですね。

大畑委員 もう一つだけ。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 本会議で出ておったのは、説明のほうで、管理者の確保が困難という話がありましたが、これは管理者というのはサビ管のことですか。サービス管理者じゃなくて。

鈴木委員長 大島部長。

大島健康福祉部長 管理者とサービス責任者と施設長と、一人の方が兼務されていたということで。その後任を組織の中で誰か後をやらしてもらえんかというような話もしながら、外から迎えることも検討されておったんですけども、いよいよ見つからないという、そういうことです。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 それはわかったんですけど、今度一緒になることで、サービス管理者新たに確保せないかんとか、いろんな問題が出てこないのかどうか。さつき園の現体制でそれは十分可能なのかどうかをお尋ねしたいんですが。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 それはさつき園の現職員体制の中でやっていけるということで、さつき園側もB型の定員数もふやす定款変更の準備も進めておられますし、今のさつき作業訓練所の今の管理者も廃止したからといってすぐのくんじゃなくて、お手伝い等もさせていただくというようなことは聞いております。

鈴木委員長 ほかに32号。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

鈴木委員長 なければ、これで閉じます。

これで、付託案件は審査を終えます。

引き続いて、閉会中の継続調査という点でいきます。

【継続調査及び報告事項を実施】

鈴木委員長 では、委員のほうからもしなければこれで閉じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

鈴木委員長 では、これにて第15回民生生活常任委員会を閉じます。ありがとうございました。

午後 2時11分休憩

————— (健康福祉部退室)

午後 2時33分再開

鈴木委員長 では、休憩を解いて会議を再開します。よろしくをお願いします。

では、付託案件の採決及び分科会のほうの参考採決というか、参考の賛否を問います。よろしいでしょうか。

では、次第の順を追っていきます。

まず、付託案件のほうからです。

まず、民生生活常任委員会として再開します。

では、第73回宍粟市議会定例会付託案件審査です。

まず、健康福祉部のほうからいきます。

第21号議案、宍粟市健康づくり推進協議会条例の制定についてです。

まず、自由討議の必要はありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決にいきます。

繰り返します。第21号議案、宍粟市健康づくり推進協議会条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

鈴木委員長 全会一致です。

所見等要らないですね。

(「 な し 」 の 声 あ り)

鈴木委員長 では、続いて議案の番号の順でいきます。

市民生活部関連です。

第28号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正についてです。

自由討議、必要ありますか。

(「 な し 」 の 声 あ り)

鈴木委員長 討論。

(「 な し 」 の 声 あ り)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

繰り返します。第28号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

鈴木委員長 全会一致で可決すべきと決しました。

続いて、第29号議案、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてです。

自由討議の必要ありますか。

(「 な し 」 の 声 あ り)

鈴木委員長 討論。

(「 な し 」 の 声 あ り)

鈴木委員長 では、採決にいきます。

繰り返します。第29号議案、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

鈴木委員長 全会一致で可決すべきと決しました。

続いて、第30号議案、宍粟市税条例等の一部改正についてです。

自由討議。

(「 な し 」 の 声 あ り)

鈴木委員長 討論。

(「 な し 」 の 声 あ り)

鈴木委員長 よろしいですね。

では、採決に移ります。

第30号議案、宍粟市税条例等の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 全会一致で可決すべきと決しました。

付託案件最後です。

32号議案です。

健康福祉部関連です。

第32号議案、宍粟市在宅心身障害者(児)小規模通所施設条例の廃止についてです。

自由討議の必要はありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

繰り返します。第32号議案、宍粟市在宅心身障害者(児)小規模通所施設条例の廃止について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 全会一致で可決すべきと決しました。

これにて、一旦、民生生活常任委員会を閉じて、民生生活分科会に移行します。

午後 2時38分休憩

午後 2時41分再開

4. その他

- ・ 4月委員会の開催について
4月11日(火)午前9時から
- ・ 閉会中の継続調査事項
前回と同じ

5. 閉会

榎橋副委員長 本日の委員会お疲れさまでした。次回は、4月11日、9時から始まります。よろしく申し上げます。

(午後 2時56分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会民生生活常任委員会 委員長 鈴木 浩 之

平成28年度予算決算常任委員会第5回民生生活分科会会議録

日 時 平成29年3月3日(金曜日)

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 3月3日 午前 9時01分

次 第

1. 審査事項

(総合病院)

第42号議案 平成28年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)

(市民生活部)

第38号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

第39号議案 平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)

(健康福祉部)

第38号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

第73回宍粟市議会定例会付託案件賛否確認

出席委員

委員長	鈴木浩之	副委員長	榎橋美恵子
委員	林克治	委員	大畑利明
〃	東豊俊	〃	秋田裕三

出席説明員

(総合病院)

総合病院事務部長 花本 孝 総合病院事務部次長兼総務課長 宮崎 一也

総合病院総務課副課長兼施設管理係長 船曳 浩尉 総合病院事務部次長兼医事課長 後藤 一三

(市民生活部)

市民生活部長 小田保志 市民生活部次長 長尾 一司

市民生活部次長 澤田志保 市民課長 牛谷 宗明

市民課副課長 梶原昭一 税務課長 水口 浩也

税務課副課長 西田 征博

債権回収課長 小谷 慎一

環境課長 宮田 隆広

(健康福祉部)

健康福祉部部長 大島 照雄

健康福祉部次長 志水 史郎

健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 津村 裕二

社会福祉課長 木原 伸司

社会福祉課生活福祉係長 小坂 安弘

介護支援課長 谷林 眞寿

美

障害福祉課長 福山 敏彦

健康増進課長 中野 典子

事務局

主

幹 清水 圭子

(午前 9時01分 開会)

鈴木委員長 おはようございます。では、この委員会も残り少なくなりましたが、第15回ということで常任委員会を始めたいと思います。現在、会期中ですので、分科会も並行してやらせていただきます。順番としては、分科会から入って、その後常任委員会という形になりますのでお願いします。

また、前回と同じようにマイクで、発言の方は指名の後、マイクでしっかりと話してください。お願いします。

では、第15回民生生活常任委員会、ごめんなさい、第5回民生生活分科会からまず始めたいと思います。よろしく願いいたします。

では、病院にかかる議案としては、補正予算42号議案ですか、42号議案の病院事業特別会計補正予算の第1号、平成28年度分ですね、ということできています。債務負担行為の託児所ですか、の契約が平成29年から33年ということで、今年度中に契約等ということで補正があがっています。この点に関して何か説明はございますか。特にないでしょうか。あれば。

宮崎次長お願いします。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 失礼をいたします。

特にということではないんですけども、今委員長のほうからありましたように、総合病院の院内託児所、バンビキッズの業務の委託契約ということで、平成26年度から3年間で契約をしておりました、この3月末で終了になるということで、新たに平成29年4月から33年度まで、次は5年間の契約をしていきたいということで進めております。院内託児所の業務委託ということで、基本的には24時間保育で、年末年始、12月29日から1月3日までは休みなんですけど、それを除く360日余りになるんですか、ということで、その業務を委託していきたいということで、4月1日からの業務開始ということで、それに向けて今準備を進めているということで、今回、債務負担の補正をあげさせていただいているところであります。

以上でございます。

鈴木委員長 ありがとうございます。説明は終わりました。何か委員のほうから質疑等ありましたら受けます。

大畑委員。

大畑委員 債務負担行為のことで何点かお伺いしたいんですが、まず最初に説明がございました、これまで3年間の業務委託を5年に今回長期契約するということがありますが、その辺の変更の理由を教えてください。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 3年ということで、この間進めてきたんですけども、業務委託の内容は保育ということで、当然園児さんを対象にした保育ということで、やっぱりできれば余り委託先が変わらないほうが安定的に保育が実施していただける、園児にとっても、保護者にとっても安心して預けていただける状況を考えてときに5年が適当ではないかということで、ほかの状況も見てみたんですけども、5年、10年のところもあるんですけども、いきなり10年ということもあれなので、今回は5年ということが妥当ではないかということの中から5年ということで予定をさせていただいているところであります。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 委託先を余り変更しないほうが保育、特に園児の環境変化とか、そういう心配がなくて済むということですが、それは性善説に立った前提の話なんです。そういうことが何かきちっと定められておかないといけないし、そのことが何をもって証明されるかということが大事だと思うんです。

それでいろいろ調べてみたんですけど、まず、院内託児所の設置根拠がどこに定めてあるのかというのがあって、病院の設置条例をずっと見たんですけども、院内託児所のところが出てこないというのがあるので、それはこの間やってきておりますから事実があるんですけど、その設置条例みたいなものがないということが一つと、それから、もう一つは、本来役所は単年度の契約で、全て入札で相手方を決めるというのが前提でありますけど、一定のものについては長期の継続契約が可能というふうになっておりますが、その定めがその病院の中にもちょっとどこに書いてあるのかというのが定めがわからないので、その辺の根拠をどこに求めるのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 長期の継続契約につきましては、長期継続契約に関する条例がありまして、病院のほうも当然その条例の中で適用していくということ。当然4月1日からもう継続的な業務ということになってきますので、当然長期継続契約に該当していく業務内容であるというような判断をしております。

それから、設置条例はないんですけど、ちょっときょう資料は持っていないんですけども、当初平成26年に始めるときに、中で規定は設けておると思うので、ちょっときょう資料は持ち合わせていないんですけど、そこはちょっと確認をさせていただきます。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 市が定める長期の継続契約を適用しているという説明ですけども、あれは確か庁舎の例えば管理とか、情報管理なんかの関係の役務の提供とか、そういうものが単年度でころころ変わるのとはかえって不安定な要素があるということで、長期継続契約になったと思うんですが、保育所の運営に対してその条例のどこにそれが定めてあるのかちょっとわからないんですけども。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 細かく一つ一つの条例について対象になるか、ならないかというような規定ではなく、非常に大きなくくりといたしますか、の表現になっている中で、該当するというふうな判断、特に保育はどうとかいう限定した内容では条例の内容はないというふうには思うんですけども。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 条例の中身は非常に抽象的な書き方なんです。だから、何をそれに当てはめるのかということについては定義が僕は要ると思っています。だから、定めはなくて漠といくんだということではちょっと理解ができないので、この条文の何に該当するからこの保育所の管理運営業務も長期継続が可能なんだという説明をいただきたいんです。

鈴木委員長 答えられますか。

宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 済みません。ちょっと条例を今持ち合わせておりませんので、後で調べて、どの分に該当するかということはお示しをしたいと思います。

鈴木委員長 後ほどでよろしいですか。

大畑委員。

大畑委員 じゃあ、それは後ほどいただくとしたしまして、もう一つは、先ほど冒頭に余り保育所を運営する業者を変更したくないんだということがあります。当然そうかと思うんですが、だったら、この保育所が適正に運営されているという、無認可の保育所ですから、そういうことがきちとした指導監査みたいなものが及ばないと思うんです。だから、その辺をこの保育所の運営業務が適正なんだという判断はどこでどのようにされているのか教えてください。

鈴木委員長 花本部長。

花本総合病院事務部長 委託業者のほうから定期的に業務を、報告書なりが届いて

おります。そういったものをもって運営状況については確認をしております。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 どこにどういうものが報告されて、どこが監査というかやっているんですか、もう少し丁寧に説明いただけませんか。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 認可保育所じゃないんですけども、県、たつのほうの県の監査は年に1回受けております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 それはどういう監査なのか、少し教えてください。監査の内容ですね、託児所の運営の全般なのか、認可外の保育所の監査は僕よく知らないので、どういう範囲でされて、その県の監査で病院はそれで十分だというふうにお考えなのか、その辺もちょっと教えてください。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 今資料はちょっと持ち合わせていないんですけども、運営全般に係る監査というふうには認識をしております。その結果は聞いているんですけども、特に問題はなかったということの報告は受けておりますので、直接病院が受けるわけではないんですけども、保育所のほうが直接監査を受けるといことで、その結果、特に問題はありませんでしたという報告は受けておりますので、適正に運営されているというふうに把握をしております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ということは、病院がこの院内託児所についていいのか、悪いのかという判断は全くする場所がないということですか。そういうことがされていないということですか。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 毎月月例の報告は書類でもって受けております。それを院内で当然決裁をいたしまして、確認をしていくということはしております。あと、託児所のほうが保護者向けにアンケートを実施した結果をいただいたり、それから、定例ではないんですけども、不定期に委託業者であるアイグランと、それから、託児所の園長を交えて情報交換であったりというようなことはしておりますので、そんな中で運営状況は確認していくとしております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 もう一つちょっとすっきりせんのですが、普通いろんな業務の契約に関することについては、それぞれ担当する部署がしっかり通常の業務を把握しているし、その辺でもって一応評価もした上でよしあしを最後判定していますよね。ですから、保育所が監査を受けて、その保育所のほうの監査結果が報告されるだけで、何かもうそれについて病院側は全く口を挟んでいないような感じがするんですけど、もう少し院内託児所としての機能がどれなのかみたいなところの、病院側からのアプローチというのは必要なんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺は全く関知はしていないんですか。ちょっと通常の業務委託なんかよりも少し甘いような気がするんですけど、その辺どうなんですか。

鈴木委員長 花本部長。

花本総合病院事務部長 先ほどの次長の説明とも重なりますけども、先ほども説明いたしましたように、定期的な情報交換であったりとか、それからまた、こちらが気がついたこと、あるいはまた、保護者からの直接病院のほうへ届けられた意見だったりとか、そういうようなことを託児所のほうへ伝えるなり、また、託児所のほうからいろんな要望があったりする。そういった中で、大畑委員がおっしゃるように、十分かどうかは別といたしまして、任せっきりであるとか、そういった対応はとっていないというふうには認識はしております。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員、よろしいですか。

大畑委員 はい、結構です。

鈴木委員長 ほかに何か。

東委員。

東委員 1点だけ参考までにちょっとお聞きしたいんですけども、職員の配置の検討で、常時最低2名以上としという、これは複数のことは大事なんだけども、職員の配置が常時2名やけども、託児児童は常時何名ぐらいなの。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 時々変化はしていくんですけど、今のところ20人前後というところですよ。

鈴木委員長 東委員。

東委員 20人前後ということで、おおむね20人という定員になつとるので、その辺だと思っやけども、常時2名以上というのは2名なのか、3名なのか、4名なのか、その辺はそのときの児童の数に合わせて大体考えて運営しているのかな。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 それぞれ園児の年齢によりまして、ゼロ歳児でありますと、ゼロ歳児が3人につき保育士が1人、それから、1歳から2歳児でありますと、6人につき保育士が1人というようなこと、そういう基準がありますので、その基準によって保育士の配置はしていくということで、ただ、最低園児が1人であっても2名は職員がいる状況は絶対というような状況であります。

東委員 わかりました。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません。ちょっと限度額の考え方をちょっと教えていただきたいんですが、委託事業者と提携する単価契約に基づく額というふうになっているんですが、この単価というのはどういうふうに積算をされているのか。何か基準があるのでしょうか。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 これはそれぞれ保育士の1時間当たりの単価ということで、例えば、全日7時から21時の間の時間単価、それから、今度いわゆる夜9時以降、翌朝の7時までの単価というような形で、それぞれ時間ごとの単価、保育士1時間当たりの単価、それから、それに加えて栄養士も同じように時間単価というような形で、それぞれ時間ごとの単価。あとは実際勤務いただいた時間数を掛けていくというような形になります。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 これが今度平成29年度からということで変更になるのでしょうか、どうなるのでしょうか。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 御存じのとおり、昨今の保育士不足という状況、都市部とは違うんですけども、やっぱりこの周辺におきましても非常に保育士が確保しにくいという状況の中で、保育士の単価については値上げをいただきたいというような形の要望は受けておりますので、最終的にまだ契約はしていないんですけども、若干単価を改正が必要というふうには判断をしております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 その場合の基本的な考え方を聞くんですけど、当然おっしゃるように全国的に言われているところですよ、保育士の処遇が問題で、なかなか待機が解消できないという話がありますけども、当然そういう要望も業者から出てくると思う

んですが、それについては、市の保育士単価なんかと十分協議の上しようとしてされているのか、病院独自で考えようとしてされているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 実際この3年間運営をしてきておりますので、その単価の実績があります。その単価を決めるときには、3年前にもプロポーザル実施して、複数の業者から見積もりをとって、最終的な契約交渉の中で単価が決まってきました。その単価に基づいて3年間を運営してきたという中で、その単価がやっぱりベースになってくるということで、その単価から今度幾ら改正していくのかというような判断はしていきます。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 その場合に病院独自で考えられるのか、それとも、市全体のほかの認可保育所も含めていろいろありますから、そういうところを見ながら、市として統一的に考えられるのか、病院独自なのか、その辺がちょっと知りたい。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 どういうふうに申し上げたらいいのかというのはちょっと難しいところもあるんですけども、やっぱりどういいますか、この単価自体が即保育士さんに支払われる単価ではもちろんないので、業者のほうは運営をしていきますので、その辺の判断は非常に難しい。それからすると、市のほかの保育士の単価からするとそれよりは高目にはなってきましたけれども、その辺がいよいよ今度幾ら払われるかというのはまた業者の問題になってきますので、というようなことはあるかと思えます。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 その辺が、あげたは業者のところへ入ってしまうと、処遇改善というふうに市が幾ら考えて、市が、病院が考えてもそうならんかったら、あげただけで確保につながっていかないというか、改善にならないので、そこはきっちり言うべきじゃないかなと私は思うんです。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 おっしゃるとおりなんですけども、実際、業者のほうから単価改正の申し入れは受けて、実際もう業者のほうは確保していく中で保育士の賃金は改正をしましたよと。単価改正になる、ならないにかかわらず、保育士を確保する中ではもう単価改正が必要やという判断の中で単価改正をしまし

たという報告は受けております。

鈴木委員長 ほかに。

林委員。

林委員 この委託契約されるんやけども、定員が20人、おおむね20人やで20人で積算されると思うんやけど、今までの報告では、20人もおらなんだと思うんや。3年間やってきて、20人今まで切っている場合に、そんならそういう委託しとった金額は払わんとあかんわな。毎年精算するんかいな。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 時間当たりの単価だけ契約をしておきまして、あとは実際出ていただいた時間で精算を毎月していきますので、定数にかかわらずといたしますか、減ったら減っただけ、ふえたらふえただけ精算に毎月なっていくしますので、そこは実際の稼働に対する賃金の、賃金というか、委託費の支払いになってきます。

鈴木委員長 林委員。

林委員 そないして精算されるんやったらええんやけど、精算されんのやったら、委託より直営というのか、設置者が市になっとるのか、病院長になっとるのかかわらんやけども、直営でするほうが融通がきくし、きちっとできると思うんやけど、3年間やって、結果が出ていると思うんですけども、市がやるのと委託するのと、やっぱり委託するほうが市にとっては有利な結果が出ていますか。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 いろいろとこの3年間見させてきていただいておりますけども、非常にやっぱりいろんな取り組み、新たな展開、リトミックであったり、英会話なんかについても次々と新しい提案を受けながら新しい取り組みをしていただいて、いろいろと親子ふれあいの行事であったり、運動会であったり、遠足であったりということで、行事もいろいろ多彩な展開をしていただいております。保護者のほうからも非常に安心して預けられるというようなことで好評をいただいているところであります。保育士の確保というようなこと、それから、24時間保育、それから、ほぼほぼ365日通年の運営ということになってきますので、今は委託で実施をしていくほうが効率的というふうな判断をしております。

鈴木委員長 林委員。

林委員 わかりましたけども、単価契約で毎年精算するということなんやけども、これは、市の監査委員の監査はきちっと受けられておるんかいね。病院長の監査だ

けで済んでいるのか。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 監査は全て受けております。先般も2年に1遍の定例監査も受けたところでありますし、毎年、決算審査等も監査委員に来ていただいて、監査は受けております。

鈴木委員長 ほかに何かありますか。よろしいですか。

では。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 済みません。

鈴木委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 先ほど大畑委員のほうからありました、長期継続契約の条例をちょっと持ってきていただきましたので、この契約の第2条の(2)のところ、経常的な役務の提供を受ける契約で、翌年度の当初から役務の提供を受ける必要があるものというところに該当するという判断をしております。

鈴木委員長 よろしいですか。大畑委員、いいですか。

大畑委員 うん、よくわからないんです。はい、いや、説明求めたらそれで。

鈴木委員長 ほかになければこれで閉じますが、先ほどの、今長期継続契約の条例はおっしゃったとおり第2条の(2)が該当するという判断だということです。あと、内規ですね、設置の根拠になる内規とか、規定をまた後ほど書面で出してください。よろしいでしょうか。

じゃあ、この件に関しては、設置根拠であるとか、職員の配置、あと限度額、単価の部分、あと監査というようなチェックが入っているかというようなところが論点だったかと思しますので、この審査をもとに後ほど採決をしたいと思います。

では、これで第5回の民生生活分科会の総合病院の部分を終わりたいと思います。

午前 9時29分休憩

————— (総合病院退室、市民生活部入室)

午前10時21分再開

鈴木委員長 では、休憩を解いて、会議を再開します。

では、分科会から行いたいと思しますので、第5回の民生生活分科会として再開いたします。

市民生活に係る部分は38号議案の関係部分ということになります、補正ですね。まず、じゃあそちらからにあります。38号議案。一般会計補正予算の4号の関連部分です。よろしいですか。

では、何か説明があれば伺いますが、補正の部分。

牛谷課長。

牛谷市民課長 資料の訂正をお願いします。

分科会資料の4ページ、歳出の上から2段目、衛生費、この欄全て削除をお願いします。福祉部担当所管でしたので削除をお願いします。もう1点お願いします。

鈴木委員長 ごめんなさい、4ページというのは、委員会資料の4ページ、議案。

牛谷市民課長 分科会資料の。

鈴木委員長 分科会資料の。

牛谷市民課長 4ページ。

(「この途中から分科会資料になっています、済みません」の声あり)

鈴木委員長 追加資料か。

牛谷市民課長 委員会資料と一緒にあって。

鈴木委員長 ああ、こっちのほうの4ページのまず歳入。

牛谷市民課長 歳出。

鈴木委員長 歳出の。

牛谷市民課長 2段目。

鈴木委員長 2段目、13の。

牛谷市民課長 13のその段全て削除です。お願いします。

鈴木委員長 繰出金ですか、マイナス459万8,000円を削除。予算書にはないですね。

牛谷市民課長 もう一点お願いします。

その分科会、最後の資料の7ページ、上から4段目、介護納付金、説明のところの介護サービス利用の加入者が減ったところの訂正です。納付対象者が減ったためをお願いします。

以上です。

鈴木委員長 同じ資料の7ページ、上から4段目、介護納付金の理由ですね、補正理由、納付対象者が減ったために変更です。それでよろしいですね。

では、何か説明があれば伺いますが、なければ審査に入ります。いいですか。

大畑委員 今の訂正、全部の議員に資料がいているから、出してあったほうがいいかもしれん、訂正。

鈴木委員長 そうですね、予算決算常任委員会に対しての付託になっているので、これはあくまで分科会なんですけども、全議員が対象の委員会が受けているので、訂正文をポストに入れておいてください。

では、説明、特にないようなので、審査に入ります。委員のほうから何かあれば伺います。

ごめんなさい、追加資料、きょう配られたの。追加資料は38号関係はないですかね。28号と30号、39号と見ていいですか。じゃあ、38号議案は前に出していただいた分科会資料のほうになります。お願いします。委員のほうから伺います。

林委員。

林委員 その4ページの全部削除と言われたけども、これは補正はあがっとるさかいに、これは説明の資料ということで削除ということでええんやね。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 市民生活部所管ではないということをお願いします。

鈴木委員長 補正の予算書には載っているけど所管が違うということです。38号議案、一般会計補正、何かあれば伺います。いいですか。基本精算かな。歳入でも国庫の精算、県分の精算、歳出の精算、繰越明許も国のほうの事業繰り越しに引っ張られていますね。じゃあ、よろしいですか。分科会閉じます。

では、分科会を、ああ、分科会ではないかな、それは。国保。国保の補正も、38号だけじゃないか、39号もか。じゃあ、39号もありました、ごめんなさい。39号議案、国民健康保険の特別会計の補正の5号です。資料でいくと6、7ページが国保の市民生活部関連です。何かあれば伺います。これも補正理由はほとんどが精算等々ですかね。いいですか。38、39。なければ閉じます。

では、第5回の民生生活分科会の市民生活部の部分、38号議案、一般会計、39号議案、国保に関してはこれで特に調査は、審査はございませんでした。

午前10時30分休憩

————— (市民生活部退室、健康福祉部入室)

午後 1時11分再開

鈴木委員長 体調不良で1時間欠席だそうです。特にコメントはありません。

では、最後、健康福祉部の関係の審査、調査をしたいんですが、分科会から再開をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

何か、部長のほうから何かありますか。

じゃあ、大島部長どうぞ。

大島健康福祉部長 ちょっと開会の前に一言おわびを申し上げます。議案の提案につきまして、本来ですと、1回前の先月の委員会に御報告申し上げるところを私が失念しておりまして、何もなしにいきなり今回上程された形になっております。そ

の点をおわび申し上げます。本日はまたよろしくお願ひしたいなと思ひますので、よろしくお願ひします。

鈴木委員長 何号議案ですか。

(「32号」の声あり)

大島健康福祉部長 32と。

鈴木委員長 32、聞いていなかったっけ。何で俺知っているんだらう。

(「提案されたで、知っていたんと違う」の声あり)

鈴木委員長 いや、その前に何か。

(「その前は21号は聞いたんやけどな」の声あり)

鈴木委員長 32号は聞いていなかった。あれ、済みません、何かうわさ話か。だそうです。32号の件です。

では、分科会のほうからいきます。

資料のほうは予算決算常任委員会民生生活分科会資料というところです。関連する部分は38号議案、一般会計の補正です。特に説明はいいですか。前受けている説明とか、国の歳入変更、歳出、そのまま流すのと、国保も交付金の増、歳出が増、減ですね。何かあれば。

じゃあ、委員のほうから何かあれば伺います。38号議案の関係部分です。

大畑委員 よろしい。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 1ページです。第3表の債務負担行為補正、議案質疑もこれが出ておりましたけれども、私はこの金額、限度額の根拠がちょっとわからないので、その辺ちょっと教えていただきたいんですが、質疑の答弁では、ほぼ人的なサービスに係る経費だという説明がされておりました。それで、職員何人ぐらいでこういう金額を算出されているのかちょっと教えていただきたいです。

鈴木委員長 答弁をお願いします。

木原課長。

木原社会福祉課長 積算の内訳なんですけど、まず、今御質問いただきました人件費に係る部分につきましては、常勤職員1.5名で給与プラス共済費、社会保険料関係と合わせて、それと、随時セミナー等行っていますので、それにかかわるまた別職員の報酬等合わせて人件費という形で積算しております。こちらのほうがおおむね合計で600万円ほどになっております。あとの部分につきましては、事業の運営費ということで、それぞれ積算させていただいた部分になっております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 事業運営費というのは、それに係る人件費ではなくて、具体的な事業運営費はどういうことなのでしょうか。

鈴木委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、この事務所の設置に係ります会場費でありますとか、あと需用費、または通信費、インターネットとかそういった類いの関係の役務費関係、そういったものになっております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 それが残りの530万円というのは普通なんですか、高くはないんですか。

鈴木委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 残り、先ほどの人件費を引かせていただいたら450万円ほどになるんですけど、こちらのほうでおおむねプロポーザルにかける部分でこれぐらいの費用が必要じゃないかということで上限額という形で設定させていただいております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。厚労省のホームページを見ていましたら、ちょっと年度は古いんですが、平成27年度の全国の担当者会議の資料を見ると、大体基本基準額というのが厚労省がこの事業に対して定めておるのを見ましたら、人口3万から4万人のところで700万円という数字があがっているんですが、そういう厚労省の基本基準額と比べてちょっと高いなという印象を持ったんですけども、それは何か説明できるでしょうか。

鈴木委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 申しわけございません。ちょっと私ただいま資料を持ち合わせていないんですけど、厚労省が今委員おっしゃった金額につきましては、生活困窮者は自立支援の部分での上限額が700万円ではなかったかと記憶しております。この部分につきましては、今回この債務負担行為補正であげさせていただいておりますのは、生活困窮者の就労準備と被保護者の就労準備を一体的に同じ業者でさせていただくということで、合計した金額になっておりますので、先ほどおっしゃっていただいた金額は、上限700万円に対してまず内訳を申しますと、申しわけございません、1,132万1,000円で、生活困窮者の就労準備に係る委託料は679万2,000円を見積もっております。

大畑委員 ちょっと待って、もっとゆっくり。

木原社会福祉課長 申しわけございません。生活困窮者に係る就労準備のほうの委託部分としましては679万2,000円、被保護者に係る分としまして452万9,000円、これは先ほども言いましたように、同じ事業者さんに委託しまして、一体的に実施するというので、内訳としては案分した形になっているんですが、この案分比率につきましても、国の今先ほどおっしゃっていただきました基準に補助上限額に基づいて案分した形でさせていただいておりますので、国庫基準上限700万円に対する数字としましては、先ほど申しました679万2,000円であると理解しております。

大畑委員 わかりました。

鈴木委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。

では、これで38号議案の宍粟市の一般会計補正にかかわる部分の審査を終えます。

では、一旦会議を閉じます。

午後 1時19分休憩

————— (健康福祉部退室)

午後 2時38分再開

鈴木委員長 では、済みません、また戻ります。分科会です。

補正予算の関係です。

参考賛否です。

この結果を予算決算常任委員会のほうに報告させていただきますので、お願いします。

ではいきます。議案の番号に沿っていきます。

第38号議案です。平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分です。これは市民生活部、健康福祉部ともに精算が主だったかと思いますが、自由討議、討論いいですか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、伺います。

繰り返します。第38号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分について、賛成すべきという委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 全会一致で可決すべき、賛成すべきというふうに報告します。

では、続いて議案番号39号議案です。平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)です。これも精算が主だったかと思いますが、自由討議、討論の必要はありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、参考採決をとります。

では、繰り返します。第39号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について、賛成すべきと思われる方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

鈴木委員長 5名ということですので。そのように報告します。

では、最後です。

第42号議案、平成28年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)です。これは院内託児所の債務負担行為です。

この件に関して自由討議、討論、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

繰り返します。第42議案、平成28年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)について賛成すべきという委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 5人ということで御報告します。

何か委員長報告に付すべきというか、盛り込むべき意見、42号議案に限らず、38、39あれば伺いますが、特にありませんか。こちら一任でよろしいでしょうか。できるだけ審査の経過は伝えるようにはしますが、余り争点はなかったなので、この件は、かなと思います。

では、これで採決、審査、調査、採決まで終わりました。

(午後 2時41分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会民生生活分科会 委員長 鈴木 浩 之